

知って得する国民年金

問い合わせ先

▽東福岡年金事務所
▽市役所市民課国民年金係
▽大島行政センター
092(651)7129
36) 1128
(72) 2211

4月から平成24年3月までの国民年金保険料は、月額1万5020円です。国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年段階的に引き上げられる予定です。引上額は、今後の賃金上昇率などで変化します。

23年度納付書を4月上旬に送付

日本年金機構（東福岡年金事務所）が4月上旬、平成23年度の「国民年金保険料納付案内書」を送ります。

3月時点で国民年金の第1号被保険者（任意加入含む）となっている人が対象です。

4月から就職して、厚生年金・共済組合に加入した場合は、破棄してください。

特例や免除・猶予制度

●申請先

▽年金事務所
▽市役所市民課国民年金係④番窓口
▽大島行政センター

【学生の納付特例申請】

20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請すれば

保険料の納付が猶予されます。

平成22年度に申請して特例が承認されている分は、平成23年3月分までは、4月分以降の保険料も納付が困難な場合は、平成24年4月30日までに申請が必要です。

特例該当者のうち、毎年4月1日現在で、あらかじめ届け出のあった在学予定期間が終了していない人には、ハガキ形式の申請書が日本年金機構福岡事務センターから郵送される予定です。

平成23年4月から平成24年3月分を申請する場合、必要事項を記入して、郵送で提出を。

●持参品

①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や保険料納付案内書など）
②学生であることを証明するもの（学生証の写しや在学証明書など）
③印鑑（学生本人が申請

する場合は不要）

④代理の人が申請する場合、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

*今年3月に卒業した人で、厚生年金・共済年金に加入せず保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度あり

*7月までに4月分から6月分までの免除・納付猶予申請を

*7月分以降の保険料納付が困難な場合は、7月1日以降に再度申請を（継続申請が承認された人は除く）

【一般の免除・納付猶予申請】

学生でない人の免除・納付猶予申請の場合、平成22年7月以降に申請して承認されたのは、平成23年6月分までの保険料です。7月分以降の保険料の納付が困難な場合

【申請期間と対象者】

	学生納付特例申請	一般免除申請（学生でない人）	一般納付猶予申請（学生でない人で30歳未満の人）
申請期間	H23.4～H24.4	H23.7～H24.7	
所得審査の対象となる人	学生本人のみ	本人 配偶者 世帯主	本人 配偶者

【老齢基礎年金を受けるための「資格期間」とは】

- （1）保険料を納めた期間
- （2）全額免除を承認された期間
- （3）若年者納付猶予を承認された期間
- （4）学生納付特例を承認された期間
- （5）4分の1免除の承認後、残りの4分の3の保険料を納めた期間
- （6）2分の1免除の承認後、残りの2分の1の保険料を納めた期間
- （7）4分の3免除の承認後、残りの4分の1の保険料を納めた期間

【「未納期間」とは】

（老齢基礎年金を受けるための資格期間に入りません）

- （1）保険料を納めなかった期間
- （2）4分の1、2分の1、4分の3免除を承認後、残りの保険料を納めなかった期間



「ふくとぴあ」で出張相談所を開設

東福岡年金事務所では、福津市健康福祉総合センター「ふくとぴあ」内の「いきいき交流館」で、年金相談窓口を開設しています。予約必要。

●相談日時

毎週水曜日、午前9時30分～午後0時30分、午後1時～同4時
＊祝日、12月29日、翌年1月3日は除く

●相談場所

同センターいきいき交流館1階・会議室

●相談内容

年金の受給に關すること、年金裁定請求の受付
●予約方法 問い合わせ先へ電話で申し込む

●基礎年金が減額され

ます。

●追納申込先

▽年金事務所
▽市役所市民課国民年金係④番窓口
▽大島行政センター

□座振替による

保険料の早收割引

当月の保険料を当月末に口座振替で引き落とせば「毎月50円」が割引になります。

●早收割引の開始

申し出後、翌月末の初回の口座振替で2カ月分の保険料（従前の保険料

■問い合わせ先

東福岡年金事務所
092(651)7967、7968



▽基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や保険料納付案内書など）

●申込用紙の配布場所
▽年金事務所
▽市役所市民課国民年金係④番窓口

▽大島行政センター
▽各金融機関
●申込書の提出先
各金融機関か年金事務所に提出

●持参品
▽国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
▽預（貯）金通帳と預（貯）金通帳届け出印

